

奈良スーパーアプリ利用要綱

—委託事業者向け—

（趣 旨）

第1条 情報連携基盤「奈良スーパーアプリ」（以下「奈良スーパーアプリ」という。）を利用する受託者（以下「甲」という。）と奈良スーパーアプリを構築、運用する奈良スーパーアプリシステム管理者（以下「乙」という。）において、奈良スーパーアプリを活用した適切な公的サービスの提供及び、個人情報の保護のため、必要な事項を定めるものとする。なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び奈良スーパーアプリのサービス利用規約（以下「サービス利用規約」という。）における定義によるものとする。サービス利用規約は、奈良スーパーアプリの利用画面及び関連ページ（<https://nsa.pref.nara.jp/ctztop/terms-of-service>）に掲載されており、必要に応じて参照されるものとする。

（費用負担）

第2条 奈良スーパーアプリの利用に関して生じる費用の詳細は、別紙1のとおり定めるものとする。

2 乙は、原則として、次に掲げる費用を負担するものとする。

一 乙が必要と認めたライセンス利用料

3 甲は、原則として、次に掲げる費用を負担するものとする。

一 乙と協議した数以上のライセンスを要する場合のライセンス利用料等

二 本要綱第5条4項において必要とされる認証セキュリティキーの購入費

4 甲は、乙の請求に基づき、指定された方法により、前項の費用を支払うものとする。

（機能の設定等）

第3条 甲は委託業務における電子申請を奈良スーパーアプリにより実施するものとする。

2 甲は、奈良スーパーアプリを適切に利用するため、事前にその内容および運用方法を十分に理解し、必要な準備を行うものとする。

3 甲が、電子申請受付管理業務に関し、新規手続の作成、奈良スーパーアプリの設定または変更を行う場合は、あらかじめ当該業務の所管課と協議するものとする。

（電子申請の利用に関する留意事項）

第4条 甲が奈良スーパーアプリの電子申請を利用する場合は、次の事項に留意し、適切な運用を行うものとする。

1 インターネットを利用しない県民の利便性に配慮し、窓口や電話等、電子申請以外の手段による予約受付も行えるよう体制を整え、これらの予約情報を奈良スーパーアプリ上で適切に集約・管理すること。

2 電子申請による農村振興シンポジウム（以下「シンポジウム」という。）の募集案内用のホームページを開設し、日時、開催場所、シンポジウム内容、申込方法、問い合わせ先その他必要な情報を掲載する

とともに、常に最新の内容に更新すること。

(利用環境)

第5条 甲が奈良スーパーアプリを利用するために必要なライセンス（以下「ライセンス」という。）は、甲の申し出に基づき、乙が必要と認めた数を用意する。

2 ライセンスは奈良スーパーアプリの利用者1名につき1つを使用するものとする。

3 甲が奈良スーパーアプリを利用する際は、デバイス証明書が発行されており、デバイス管理ソリューションによって管理されたデバイス（以下「信頼できるデバイス」という。）と VPN や Zero Trust Network Access 製品などのネットワークアクセステクノロジーを介して接続されるネットワーク（以下「信頼できるネットワーク」という。）を組み合わせた環境で利用すること。

4 信頼できるデバイスと信頼できるネットワークを組み合わせた利用環境を用意することができない場合は、MFA（多要素認証）を実現するため、別添参考資料のとおり認証セキュリティキーを登録すること。

5 前項により認証セキュリティキーを使用する場合は、ライセンスの数に応じて、同数の認証セキュリティキーを準備すること。

(個人情報の共同利用)

第6条 甲は、サービス利用規約第5条に定める範囲内で、奈良スーパーアプリのアカウント情報その他サービスの提供に必要な個人情報と、県内市町村、県内独立行政法人等公的サービスを提供する者と共同利用するものとする。

2 共同利用は甲による本要綱第12条への同意が破棄された場合に終了するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 甲は、本要綱により共同利用する個人情報（以下「共同利用個人情報」という。）について、法その他個人情報の保護に関する法令等に従い、適切に取り扱わなければならない。

2 甲は、共同利用個人情報について、サービス利用規約第4条第3項各号に掲げる場合を除き、サービス利用規約第5条第3項に掲げる利用目的以外に使用もしくは第三者へ提供してはならない。

3 甲は、共同利用個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な安全管理措置を講ずるものとする。

4 甲が本要綱第12条への同意を破棄した後の共同利用個人情報の取扱いについては、甲乙協議のうえ決定するものとする。

5 本サービスにおいて知りえた個人情報の取扱いについては、本同意書の有効期間満了後も有効であるものとする。

(システム運用に関する留意事項)

第8条 甲は、奈良スーパーアプリを円滑かつ安全に利用するため、次の事項に留意するものとする。

1 奈良スーパーアプリは、予告なく機能改良等が加えられることがあること。

2 改修、障害等により一時的に利用が停止された場合は、奈良スーパーアプリ外による業務対応を依頼する場合があること。

- 3 端末にインストールされているウイルス対策ソフト及びメールソフトについては、常に最新の状態（パターンプファイル等を含む）に更新し、セキュリティ対策に努めること。

（管理・監査・改善指示）

第9条 乙は、共同利用個人情報の安全管理のため、奈良スーパーアプリの操作ログ・イベントログ等の管理を行う。

- 2 乙は、甲における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、甲に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができる。この場合、甲は、業務に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、乙の求めに応じるものとする。
- 3 前項による報告、資料の提出又は監査の結果、甲において安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙は、甲に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- 4 甲は、前項の要請を受けたときは、乙と協議の上、合理的に必要な範囲内で安全管理措置を講じるものとする。
- 5 甲が前項の協議に応じず、又は安全管理措置を講じないことにより、共同利用個人情報の漏えいその他の重大な事故の発生又はそのおそれがあると乙が認めた場合は、乙は、甲に対し、当該事態が解消されるまでの間、奈良スーパーアプリの利用の全部又は一部を停止することができる。

（事件・事故の報告・連絡）

第10条 甲は、共同利用個人情報の取扱責任者、問合せ担当者及びその連絡先を乙に通知すること。

- 2 甲は、共同利用個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他共同利用以外の目的のための利用等の事件・事故が発生したときは、直ちに乙に連絡し、指示を受けるとともに、その後速やかに当該事件・事故等の詳細を文書にて報告すること。

（システム不具合による対応）

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、電子申請、施設予約等の情報処理に支障を生じ、甲の業務に影響を及ぼした場合は、乙において必要な対応を行うものとする。

- 2 前項に定める対応の内容については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（同意書の有効期間）

第12条 甲より提出された別紙2奈良スーパーアプリ利用同意書（以下、「同意書」という。）の有効期間は、当該同意書の締結日が属する年度の3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の30日前までに、甲または乙いずれか一方から書面による利用終了の申出がない場合は、本同意書は1年間同一の条件で自動更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、同意書の有効期間が30日に満たない場合は、有効期間満了の7日前までに申出がない限り、自動更新されるものとする。
- 3 前項の規定により利用終了の申出を行う者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（任意様式）を、速やかに相手方に提出しなければならない。

- 一 相手方の名称（甲が申し出る場合は「奈良スーパーアプリシステム管理者」）
- 二 申出人の氏名または名称
- 三 利用停止の対象となるアカウントのユーザー名
- 四 利用停止の対象となるサービス名（電子申請、施設予約等）
- 五 利用停止を希望する日
- 六 利用停止の理由

（関係法令に基づく事務手続き）

第 13 条 甲及び乙は、奈良スーパーアプリについて法及び関係法令に基づく申請、報告等の必要が生じたときは、速やかに所定の事務手続きを行うものとする。

（その他）

第 14 条 本要綱に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

- 2 乙は、本要綱の内容を、必要に応じて変更することができるものとする。この場合において、変更後の内容については、事後的に甲に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。